

交通安全情報

令和6年11月1日施行



自転車を利用する皆さんへ

～運転中の携帯電話等使用等禁止について～



自転車も道路交通法の罰則が適用されます



変更

道路交通法第71条第5号の5

自動車、原動機付自転車又は**自転車**（以下この号において「自動車等」という。）を運転する場合においては、当該自動車等が停止しているときを除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

具体的には

携帯電話等使用等（保持）



携帯電話等（スマートフォンなど）を手に持ち通話のために使用しながら自転車を運転した場合



携帯電話等（スマートフォンなど）の画面に表示された画像を手で保持して注視しながら自転車を運転した場合

罰則：6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金
【道路交通法第118条第1項第4号】

具体的には

携帯電話等使用等（交通の危険）



携帯電話等（スマートフォンなど）を使用又は画像を注視しながら自転車を運転して、事故などの交通の危険を生じさせた場合

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
【道路交通法第117条の4第1項第2号】

ながらスマホは事故の元、交通ルールを守りましょう！

